平成２２年（フ）第６７８号
広島県廿日市市前空３丁目８番20号
債務者　木原　正則
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７９号
広島県廿日市市前空３丁目８番20号
債務者　木原　利枝
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６８８号
広島市佐伯区新宮苑８番27号ブルーハイム302号室、住民票上の住所広島市佐伯区五日市町大字美鈴園31番地の13
債務者　高木　信介
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７４０号
広島市安佐南区緑井７丁目30番13―７号
債務者　赤星　至勇
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３号
香川県丸亀市飯山町上法軍寺326番地５
債務者　森川　弘己
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第７０号
香川県丸亀市飯山町真時469番地２
債務者　川田亜貴子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第２５３号
愛媛県松山市空港通３丁目６番30号　川端マンション202号
債務者　兵頭　良介
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２６４号
愛媛県松山市余戸東１丁目２番30号
債務者　岩城　要三
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２７号
高知県室戸市羽根町乙3925番地３
債務者　杉本美智恵
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
福岡県久留米市城島町六町原371番地１
債務者　松本　絹代
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１９１号
福岡県久留米市南１丁目７番１―502号
債務者　上野登己子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３９３号
北九州市小倉南区南方５丁目７番11―101号
債務者　安部　　憲
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４７９号
北九州市小倉北区上到津４丁目３番15―201号
債務者　山田　隆治
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４８０号
北九州市八幡西区本城東１丁目７番13―206号
債務者　南里もとよ
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０３号
宮崎県延岡市野田町5482番地４
債務者　岡本　吉司
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１１６号
宮崎県延岡市桜園町34番地
債務者　緒方眞美子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１１７号
宮崎県日向市大字平岩6449番地89
債務者　松浦　克子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部